

公立学校共済組合 和歌山支部
JAPAN MUTUAL AID ASSOCIATION OF PUBLIC SCHOOL TEACHERS - WAKAYAMA

- 経理班 / 073-441-3710
- 健康厚生班 / 073-441-3713
- 医療給付班 / 073-441-3712
- 年金班 / 073-441-3711
- 福利相談 / 073-423-6620

わかやま

3 2014
(平成26年)
月号
Vol.30

退職または転出をされる皆様へ 2	制度改正 6
●退職から年金受給までの手続	●一部負担金払戻金等の自己負担限度額の引上げ
●再就職と年金の支給停止 3	●結婚手当金の給付額の変更等
●貸付金の償還 4	●特別支給の退職共済年金の障害者特例の取扱が変わります 7
●宿泊施設の利用	●遺族基礎年金の支給対象者が変わります
●福祉保険制度の手続等	お知らせ
●組合員証等の返却手続 5	●平成26年度人間ドックの受診該当者
●退職後も受けられる短期給付	感謝イベント 宿泊プラン2014 ●サンかつら 8
●財産形成貯蓄 / ●転出時の手続	ときめきの瞬間をアバローム紀の国で ●ホテルアバローム紀の国

紀伊コスモス支援学校 園部分校 作品紹介



銅板「そのべたぬき」
閉校記念共同作品



「リサイクルで作った写真立て」
小学部児童作品



「今年の干支「うま」」
小学部児童作品



共同作品「そのべのさくら」
中学部生徒共同作品



共同作品「春の訪れ」
中学部生徒共同作品

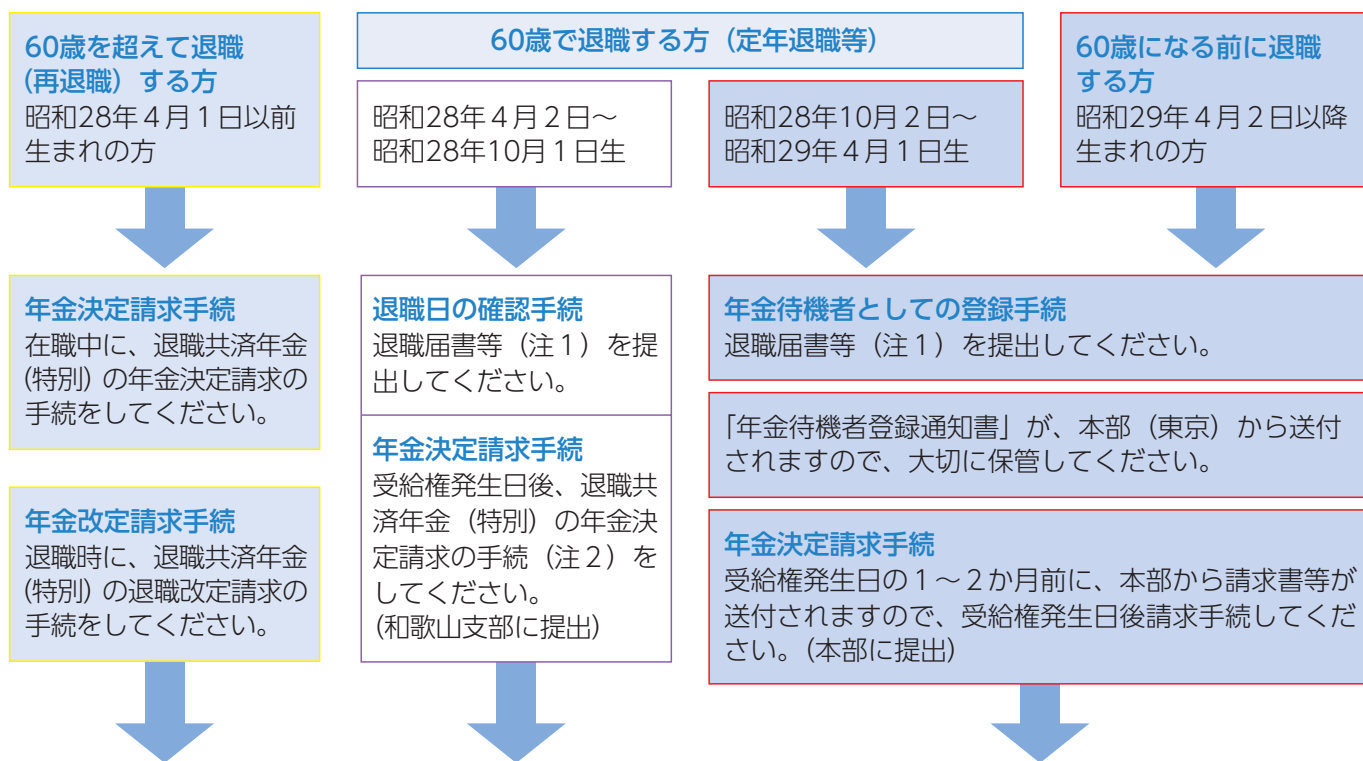
退職または転出をされる皆様へ 重要!!

◆◆ 退職から年金受給までの手続 ◆◆

退職共済年金は、本来65歳から支給されますが、一定の要件を満たせば、生年月日に応じて「特別支給の退職共済年金」が支給されます。（下表参照）支給開始年齢に到達した日（お誕生日の前日＝受給権発生日）から年金を請求することができます。

生年月日	支給開始年齢	生年月日	支給開始年齢	生年月日	支給開始年齢
S24.4.2～S28.4.1	60	S28.4.2～S30.4.1	61	S30.4.2～S32.4.1	62
S32.4.2～S34.4.1	63	S34.4.2～S36.4.1	64	S36.4.2～	65

年金を受給するまでの手続として、退職時に年金請求の手続をする場合と退職後に行う場合がありますので、下図を参考に手続をお願いします。



年金の受給

年金は、受給権発生日の翌月分から支払われます。（在職中に年金決定された方は、退職日の翌月分からとなります。）年6回（偶数月）支給（その支給月の前月までの2か月分が振り込まれます。
例／4月・5月分 → 6月支給）

注1 60歳で退職する方…既に提出済みです。

60歳になる前に退職する方…定年外説明会に出席される方は、説明会場にて配付。説明会に出席できなかった方は、退職の報告を受けた後所属所に送付。

注2 請求書等は、和歌山支部から該当所属所に退職前に送付。

受給権発生日以降、下記期日までに提出してください。

昭和28年4月2日～ 5月1日生まれ	昭和28年5月2日～ 6月1日生まれ	昭和28年6月2日～ 7月1日生まれ	昭和28年7月2日～ 8月1日生まれ	昭和28年8月2日～ 9月1日生まれ	昭和28年9月2日～ 10月1日生まれ
平成26年4月末	平成26年5月末	平成26年6月末	平成26年7月末	平成26年8月末	平成26年9月末

年金班 ● TEL073-441-3711